## 搬入計画書

	_	
壬		
—	H	
	/	

山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第28条の規定による一般廃棄物処理手数料減免申請書の添付書類 として搬入計画書を下記のとおり提出します。

	住	所						
	氏	名						
	電話番	号					-	
1. 罹災物件の住所								
2.搬入者								
※山口市一般廃棄物収集運搬許可を要す								
3. 搬入予定車両番号								
※7台以上での搬入する場合は別紙で提出								
4. 搬入期間(予定)		年	月			年	月	日
	可燃物			清掃工場				
	/							
	/							
	/							
5. 搬入施設への搬入(予定)日 及び搬入物	不燃物			不燃物中間処理センター				
	/							
	/							
	/							
	不燃物(処理困難物)			□ 鍛治畑処分場 □ 阿東処分場				
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							

## ★ 注意事項

- ※ 関係部署との事前協議及び現場確認が必要です。
- ※ 市の処理施設等への搬入を業者等に委託する場合は、一般廃棄物収集運搬業の許可が必要です。
- ※ 施設の搬入については、受け入れ基準厳守でお願いします。
- ※ 廃棄物運搬時には飛散防止措置を必ず行ってください。
- ※ 下記のとおり変更があった場合は、環境施設課まで必ず前日16時までに連絡して下さい。
  - ・日時の変更、搬入施設の変更、搬入物の変更
  - ・最終処分場の搬入については、変更に応じできない場合があります。

## ★ 清掃工場・不燃物中間処理センターの搬入時間及び搬入基準

 ◎清掃工場(破砕機受け入れ基準)・直径5cm以下、長さ2m以下 (ごみピットに直接搬入の場合は、・直径5cm以下、長さ50cm以下)

## ★ 最終処分場の搬入時間

【鍛治畑不燃物埋立処分場】

平 日: 9時00分~16時00分

【阿東一般廃棄物最終処分場】

平 日:13時30分~15時00分

★ 連絡先

※ 曜日によっては、対応できない場合がありますので担当者と調整してください。

TEL 083-941-2188 FAX 083-927-1530